

# 地域商業重点支援事業費補助金

を創設しました

町内事業者の事業活動を支援するため、販路拡大に取り組む事業、新事業展開に取り組む事業、IT機器導入により販売業務効率化に取り組む事業に要する経費について補助金を交付します。

補助対象者	次の要件を全て満たす者 ①町内に事業所を有し、その事業所で本補助事業を行う者 ②中小企業基本法第2条第1項に規定される中小企業者、 その他NPO法人、社団法人、財団法人等 ③町税の滞納がない者
補助対象経費 (税抜)	【販路拡大支援事業】 受注機会拡大の取組に要する経費(消耗品費、印刷費、使用料、委託料、通信運搬費、広告料、出展料、交通費、宿泊費等) 【新事業展開支援事業】 事業活動を継続していくための新たな取組に要する経費(消耗品費、印刷製本費、使用料、委託費、通信運搬費、改修費、備品購入費、備品リース料等) 【販売業務効率化IT推進支援事業】 IT導入による販売業務効率化に要する経費(機器導入費、システム構築費等)
補助率	1/2 (千円未満の端数が生じた場合は切り捨て)
補助上限下限額	【販路拡大支援事業】 上限20万円、下限2.5万円 【新事業展開支援事業】 上限30万円、下限5万円 【販売業務効率化IT推進支援事業】 上限20万円、下限2.5万円

対象となる取組例や補助事業の流れなど、詳細については裏面をご覧ください。  
申請にあたり、奥出雲町商工会の事前確認が必要となります。  
事業に関する事前相談や申請については、下記のお問合せ先までお電話ください。

## お問合せ先

奥出雲町まちづくり産業課 (TEL 54-2524)

奥出雲町商工会 本所 (TEL 54-0158)

経営支援センター (TEL 52-1119)

## 【ご利用の流れ】

### ■補助金の事前相談

↓  
取り組む事業の内容が適しているか、対象経費となるか、必要な書類は何か等、事業に関するお問合せは、役場まちづくり産業課又は奥出雲町商工会へ事前にご相談ください。

### ■交付申請書の作成

↓  
取り組む事業計画がまとまれば、交付申請書を作成してください。また、交付申請書には奥出雲町商工会の確認欄がありますので、申請書を商工会に提出され当該箇所の記入を依頼してください。(商工会の会員でなくても補助事業者となれますが、申請書には商工会の記載を必要とします。)

### ■補助金交付申請

↓  
役場まちづくり産業課に関係書類を添えて補助金交付申請書を提出してください。申請内容を審査し、適正であれば交付決定通知書を送付します。

### ■事業実施

↓  
交付決定通知書に記載された交付決定日以降、計画された事業に着手してください。申請した事業計画に変更が生じる場合は、必ず事前に変更申請の手続きをお願いします。

### ■実績報告

↓  
計画された事業が完了してから20日以内に、実績報告書を役場まちづくり産業課へ提出してください。

### ■補助金の精算(振込)

提出された実績報告書を審査し、補助金額を確定します。その後、補助金をお支払します。

## 【補助事業の対象となる取組内容の具体例】

### 【販路拡大支援事業】

新たな商品の開発や、パッケージ改良などによる販路拡大、展示会や商談会の参加による受注機会の拡大等の取組に対して支援します。

- 製造小売り業者が新たな新商品を開発、又は既存商品のパッケージリニューアル(ロットの見直しによるパッケージ変更)などにより、新たな顧客を創出する取組。
- 飲食店における新たなメニュー開発などで、新たな顧客を創出する取組。
- ECサイトの構築による販路拡大や、既存ECサイトの機能強化などによる販路拡大の取組。
- 新規顧客獲得のための展示会、商談会への参加。

※ 新商品や新メニューの開発費については開発にかかる原材料費、委託費(デザイン費など)や専門家のアドバイス料は対象となりますが、開発した商品の販売にかかる原材料費やパッケージ費用は対象となりません。また、今後、通年を通して販売、提供される商品、メニューに限ります。(期間限定等の商品、メニューは対象外)

※ 展示会、商談会への参加については、1回あたり2名までの参加経費を対象とし、2回までとします。また、宿泊費については税込12,000円/人/回を補助対象経費の上限とします。

### 【新事業展開支援事業】

アフターコロナを見据え、事業活動を継続していくための新たな取組(既存の事業区分と異なる事業への取組)に対して支援します。

- ECサイト未開設の事業者が、ECサイトでの販売に取り組む
- 1次生産者が、新たにその産品を加工し販売に取り組む
- タクシー事業者が、新たに買い物代行サービスに取り組む
- 宿泊事業者が、宴会場の新たな利活用として会場間をWEBで繋ぐ等に取り組む
- テイクアウトに取り組む飲食店等が、WEB受付に取り組む
- 飲食事業者が土産等小売店(業態展開)に取り組む

※ 土地取得費、造成費、人件費、汎用性の高い電気製品(PCなど)等は補助対象となりません。

### 【販売業務効率化IT推進支援事業】

IT機器の導入により、販売業務効率化を図る取組に対して支援します。

- 電子決済システムの導入
- 電子受付システムの導入
- リモートワークの導入

※ 社内での会計システムや労務管理システムなど、販売業務に直接関係がないIT機器の導入は対象となりません。